

規定する東会社若しくは西会社が同法附則第二条第一項に規定する会社（法人税法第四条の二に規定する内国法人に該当するものに限る。）との間に当該会社による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係がある同条に規定する他の内国法人として同条の承認を受けた場合において、当該長距離会社、東会社又は西会社に同条の承認を受けて最初に開始する連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた同法第五十七条第一項に規定する欠損金額があるときは、当該長距離会社、東会社又は西会社の当該欠損金額は同法第八十一条の九第二項各号に定める欠損金額とみなして同条の規定を適用する。

2) 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十八条の九十八 法人税法第八十一条の三十一第一項の規定は、連結親法人の平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、この限りでない。

2 省略

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）

第六十八条の百一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間内の日を含む各連結事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛（第六十七条の三第一項に規定する肉用牛をいう。以下この項において同じ。）又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む連結事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が一千頭を超える場合には、一千頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む連結事

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）

第六十八条の九十八 法人税法第八十一条の三十一第一項の規定は、連結親法人の平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、この限りでない。

2 同上

第六十八条の百一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの期間内の日を含む各連結事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛（第六十七条の三第一項に規定する肉用牛をいう。以下この項において同じ。）又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む連結事業年度において免税対象飼育牛の当該売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む連結事業年度の金額の計算上、損金の額に算入する。

業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

一・二 同 上

2・3 省 略

2・3 同 上

4| 連結事業年度が一年に満たない第一項の連結親法人又はその連結子法人に対する同項の規定の適用については、同項中「が二千頭」とあるのは「が二千頭に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「二千頭」とあるのは「当該計算した頭数」とする。

5| 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6| 省 略

7| 第二項から前項までに定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法、第一項の規定の適用により損金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第六十八条の百一 省 略

2・3 省 略

13 第二項（第十項において準用する場合を含む。次項及び第十五項において同じ。）又は第三項（第十一項において準用する場合を含む。次項及び第十五項において同じ。）の規定の適用を受けた固定資産については、第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定（第六十八条の三十）第六十八条の三十一第一項及び第六十八条の三十二並びにこれらの規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）は、適用しない。

14| 20 省 略

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第六十八条の百一 同 上

2・3 省 略

13 第二項（第十項において準用する場合を含む。次項及び第十五項において同じ。）又は第三項（第十一項において準用する場合を含む。次項及び第十五項において同じ。）の規定の適用を受けた固定資産については、第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定（第六十八条の三十及び第六十八条の三十一第一項並びにこれらの規定に係る第六十八条の四十一の規定を除く。）は、適用しない。

14| 20 同 上

(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百二の二 中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において「中小連結親法人」という。）又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満である

(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十八条の百二の二 中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において「中小連結親法人」という。）又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満である

るもの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。)を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人が損金経理をした金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万元(当該中小連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

2-5 省略

第六十八条の百九 削除

もの及び第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。)を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人が損金経理をした金額の合計額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円(当該中小連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

2-5 同上

(経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用)

第六十八条の百九 法人税法第八十一条の十三第一項の規定は、連結法人(連結親法人が同項に規定する特定同族会社で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認(同法第十条第一項の承認を含む。)を受けた同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものに限る。)の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度終了の時において、当該連結親法人が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同項の経営革新のための事業を実施している場合における当該連結事業年度については、適用しない。

2) 前項の規定は、連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。)に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3) 税務署長は、前項の添付がない連結確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用する。

ことができる。

4 | 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の受ける特定目的信託の利益の分配に係る課税の特例)

第六十八条の百十 省 略

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受けた第六十八条の三の二第十一項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額（以下この項において「外国特定目的信託の利益の分配の額」という。）は法人税法第八十一条の十五第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外國子会社が受ける外国特定目的信託の利益の分配の額は同条第十一项に規定する外國孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

(連結法人の受ける特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)

第六十八条の百十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受けた第六十八条の三の二第七項に規定する特定投資信託の収益の分配の額に係る法人税法第八十一条の四の規定の適用については、同条第一項中「配当等の額」とあるのは、「配当等の額（租税特別措置法第六十八条の三の二第七項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額を除く。）」とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受けた第六十八条の三の三第十一項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額（以下この項において「外国特定投資信託の収益の分配の額」という。）は法人税法第八十一条の十五第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外國子会社が受ける外国特定投資信託の収益の分配の額は同条第十一项に規定する外國孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

(国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等)

第七十条 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条规定第一項又は第二十九条规定第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限までに國若しくは地方公共団体又は公益社團

(連結法人の受ける特定目的信託の収益の分配に係る課税の特例)

第六十八条の百十 同 上

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受けた第六十八条の三の二第九項に規定する外国特定目的信託の収益分配の額（以下この項において「外国特定目的信託の収益の分配の額」という。）は法人税法第八十一条の十五第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外國子会社が受ける外国特定目的信託の収益の分配の額は同条第十一項に規定する外國孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

(連結法人の受ける特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)

第六十八条の百十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受けた第六十八条の三の三第五項に規定する特定投資信託の収益の分配の額に係る法人税法第八十一条の四の規定の適用については、同条第一項中「配当等の額」とあるのは、「配当等の額（租税特別措置法第六十八条の三の三第五項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額を除く。）」とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受けた第六十八条の三の三第九項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額（以下この項において「外国特定投資信託の収益の分配の額」という。）は法人税法第八十一条の十五第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外國子会社が受ける外国特定投資信託の収益の分配の額は同条第十一項に規定する外國孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

(国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等)

第七十条 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条规定第一項又は第二十九条规定第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限までに國若しくは地方公共団体又は公益社團

法人若しくは公益財團法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらとの者と同法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少すると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2-10 省 略

十四条の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらとの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2-10 同 上

- 11) 第一項、第二項及び第五項から第九項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者（地域再生法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に住所を有する者その他の政令で定めるものに限る。）が、当該取得した財産に属する金銭を第一項に規定する申告書の提出期限までに同法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人（当該認定地域再生計画に記載されるいわゆる同法第五条第三項第三号に規定する事業を行うものとして同法第十九条第一項の規定により同項の認定地方公共団体が指定したものに限る。）に対し、当該特定地域雇用等促進法人の行う同号に規定する事業に関連する贈与（同条第二項に規定する指定の有効期間内にされたものに限る。）をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十一項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十一項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十一項の贈与」と読み替えるものとする。
- 12) 地域再生法第五条第三項第三号に規定する事業を行う法人税法第二条第六号に規定する公益法人等が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を行うものである場合における前項において準用する第一項の規定の適用に関する事項その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）

第七十条の三 平成十五年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。ただし、当該特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与をした者からの贈与により取得をした財産につい

（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）

第七十条の三 平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。ただし、当該特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与をした者からの贈与により取得をした財産につい

いて第七十条の三の三第一項の規定の適用を受けている場合は、この限りでない。

一・三 省 略

2~8 省 略

(住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)

第七十条の三の二 平成十五年一月一日から平成二十一年十二月三十日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が次に掲げる者のいずれかに該当する場合において、前条第一項各号の規定に該当するときは、当該住宅取得等資金の贈与をした者（以下この条において「住宅資金贈与者」という。）からの贈与により当該住宅取得等資金の取得をした年ににおける当該特定受贈者の当該住宅資金贈与者からの贈与により取得をした財産に対する贈与税については、当該財産に係る贈与税の課税価格から住宅資金特別控除額を控除する。この場合において、相続税法第二十一条の十二第一項の規定の適用については、同項中「課税価格から」とあるのは、「課税価格（租税特別措置法第七十条の三の二第一項（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）に規定する住宅資金贈与者に係る贈与税の課税価格にあつては、当該課税価格から同項に規定する住宅資金特別控除額を控除した残額。以下この項及び次条において同じ。）から」とする。

一・二 省 略

2~8 省 略

(特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)

第七十条の三の三 省 略

2~4 省 略

5 特定同族株式等について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、確認日の翌日から二月を経過する日（以下第七項までにおいて「提出期限」という。）までに確認書を納税地の所轄税務署長に提出しないときその他の政令で定める事由に該当するときは、第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合であつても当該届出書を提出していなかつたものとみなす。この場合において、当該特定受贈者は、当該提出期限までに同条第一項の適用を受けたものに係る各年分の贈与税についての修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提

て第七十条の三の三第一項の規定の適用を受けている場合は、この限りでない。

一・三 同 上

2~8 同 上

(住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)

第七十条の二 平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が次に掲げる者のいずれかに該当する場合において、前条第一項各号の規定に該当するときは、当該住宅取得等資金の贈与をした者（以下この条において「住宅資金贈与者」という。）からの贈与により当該住宅取得等資金の取得をした年ににおける当該特定受贈者の当該住宅資金贈与者からの贈与により取得をした財産に対する贈与税については、当該財産に係る贈与税の課税価格から住宅資金特別控除額を控除する。この場合において、相続税法第二十一条の十二第一項の規定の適用については、同項中「課税価格から」とあるのは、「課税価格（租税特別措置法第七十条の三の二第一項（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）に規定する住宅資金贈与者に係る贈与税の課税価格にあつては、当該課税価格から同項に規定する住宅資金特別控除額を控除した残額。以下この項及び次条において同じ。）から」とする。

一・二 同 上

2~8 同 上

(特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)

第七十条の三の三 同 上

2~4 同 上

5 特定同族株式等について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、確認日の翌日から二月を経過する日（以下第七項までにおいて「提出期限」という。）までに確認書を納税地の所轄税務署長に提出しないときその他の政令で定める事由に該当するときは、第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合であつても当該届出書を提出していなかつたものとみなす。この場合において、当該特定受贈者は、当該提出期限までに同条第一項の規定の適用を受けたものに係る各年分の贈与税についての修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提

出し、かつ、当該提出期限までに当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6-11 省略

(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)

第七十条の三の四 省略

2 省略

3 特定同族株式等について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、確認日の翌日から二月を経過する日（以下この項において「提出期限」という。）までに確認書を納税地の所轄税務署長に提出しないときその他の政令で定める事由に該当するときは、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定受贈者は、当該提出期限までに同項の規定の適用を受けた年分の贈与税についての修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、かつ、当該提出期限までに当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

4-8 省略

(民間都市開発推進機構が有する土地等の非課税)

第七十一条の六 民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構（公益社団法人又は公益財団法人であるものに限る。）が課税時期において有する土地等（当該民間都市開発推進機構が、平成八年一月一日から平成十一年三月三十一日までの間に同法附則第十四条第二項第一号に規定する事業見込地として取得したもので、その取得の日から当該課税時期までの期間が十年を超えていないものその他政令で定めるものに限る。）については、当該民間都市開発推進機構には、地価税を課さない。

2 省略

(農業協同組合等が合併した場合の課税の特例)

第七十一条の十七 農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）第二条第一項若しくは附則第二項、森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第二条又は漁業協同組合合併促進法（昭和四十一年法律第七十八号）第二条若しくは附則第二項の規定によりこれらの規定に規定する合併経営計画又は合併

）を提出し、かつ、当該提出期限までに当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6-11 同上

(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)

第七十条の三の四 同上

2 同上

3 特定同族株式等について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、確認日の翌日から二月を経過する日の前日（以下この項において「提出期限」という。）までに確認書を納税地の所轄税務署長に提出しないときその他の政令で定める事由に該当するときは、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定受贈者は、当該提出期限までに同項の規定の適用を受けた年分の贈与税についての修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、かつ、当該提出期限までに当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

4-8 同上

(民間都市開発推進機構が有する土地等の非課税)

第七十一条の六 民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が、課税時期において有する土地等（当該民間都市開発推進機構が、平成八年一月一日から平成十一年三月三十一日までの間に同法附則第十四条第二項第一号に規定する事業見込地として取得したもので、その取得の日から当該課税時期までの期間が十年を超えていないものその他政令で定めるものに限る。）については、当該民間都市開発推進機構には、地価税を課さない。

2 同上

(農業協同組合等が合併した場合の課税の特例)

第七十一条の十七 農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）第二条第一項若しくは附則第二項、森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第二条又は漁業協同組合合併促進法（昭和四十一年法律第七十八号）第二条若しくは附則第二項の規定によりこれらの規定に規定する合併経営計画又は合併及び事業経営計画の認定を受けて

及び事業經營計画の認定を受けて行つた合併に係る法人税法第二条第十二条号に規定する合併法人である農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合（以下この項において「農業協同組合等」という。）については、当該合併の日から同日以後五年を経過する日までの期間内に含まれる平成四年以後の各年の課税時期に係る地価税の地価税法第十八条第二項に規定する基礎控除の額は、その者の選択により、当該合併に係る合併前の農業協同組合等のそれぞれにつき当該合併がなかつたものとした場合における次に掲げる金額のいずれか少ない金額の合計額とすることができる。

2・3 省略

1・2 省略

（土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減）

第七十二条 個人又は法人が、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間に、土地に関する登記で次の各号に掲げるものを受ける場合には、当該各号に掲げる登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかるず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 売買による所有権の移転の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

- イ 当該登記を平成二十一年三月三十日までに受ける場合 千分の十
ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に受ける場合 千分の十三

ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間に受ける場合 千分の十五

- 二 所有権の信託の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- イ 当該登記を平成二十一年三月三十日までに受ける場合 千分の二
ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に受ける場合 千分の二・五
ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間に受ける場合 千分の三

2 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に登録免許税法別表第一第一号(十一)ロ(3)又は二(1)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき前項の規定により同項各号の登記を受ける場合には、同法第十七

行つた合併に係る法人税法第二条第十二条号に規定する合併法人である農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合（以下この項において「農業協同組合等」という。）については、当該合併の日から同日以後五年を経過する日までの期間内に含まれる平成四年以後の各年の課税時期に係る地価税の地価税法第十八条第二項に規定する基礎控除の額は、その者の選択により、当該合併に係る合併前の農業協同組合等のそれぞれにつき当該合併がなかつたものとした場合における次に掲げる金額のいずれか少ない金額の合計額とすることができる。

2・3 同上

1・2 同上

（土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減）

第七十二条 個人又は法人が、平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間に、土地に関する登記で次の各号に掲げるものを受ける場合には、当該各号に掲げる登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかるず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 売買による所有権の移転の登記 千分の十

二 所有権の信託の登記 千分の二

千分の十

二 所有権の信託の登記 千分の二

千分の十

条第一項の規定により控除する割合は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 売買による所有権の移転の登記

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の五

ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の六・五

ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の七・五

二 所有権の信託の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の一

ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の一・二五

ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の一・五

三 平成十五年三月三十一日以前に登録免許税法別表第一第一号(十一)ロ(3)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき第一項の規定により同項第一号の登記を受ける場合には、同法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二十四条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の二

二 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の二・六

三 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の三

（マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税）

第七十五条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第五号に規定する施行者、同法第五十八条第一項第二号の施行再建マンションの区分所有権

若しくは敷地利用権を与えることとなるもの又は同項第五号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、同法の施行の日から平成二十二年三月三十一日まで

一 売買による所有権の移転の登記 千分の一

二 所有権の信託の登記 千分の一

三 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の二

三 平成十五年三月三十一日以前に登録免許税法別表第一第一号(十一)ロ(3)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき第一項の規定により同項第一号の登記を受ける場合には、同法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二十四条第四項の規定にかかわらず、千分の二とする。

（マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税）

第七十五条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第五号に規定する施行者、同法第五十八条第一項第二号の施行再建マンションの区分所有権

若しくは敷地利用権を与えることとなるもの又は同項第五号の担保権等の登記に係る権利を有する者が、同法の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの

の間に、同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業に伴い受けける次の各号に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登記免許税を課さない。ただし、第三号又は第四号に掲げる登記に係る登記免許税にあつては、当該施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えることとなるものが取得する第三号の土地に関する権利の価額若しくは第四号の施行再建マンションに係る権利の価額のうち同法第八十五条の差額又は同法第十二条第一項に規定する隣接施行敷地の価額に相当する金額に対応する部分として政令で定めるものについては、この限りでない。

一四 省略

(農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十六条 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を行う法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同一条第一項第一号に規定する農用地の買入れをした場合には、当該農用地の所有権の移転の登記に係る登記免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登記免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十（平成二十一年三月三十一日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）とする。

2 省略

(漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十八条の二 漁業協同組合が、平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に、水産業協同組合法第九十一条の二第一項の規定により当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登記免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登記免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 不動産の所有権の移転の登記 千分の五

二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の三

(農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十六条 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業を行う法人で政令で定めるものが、昭和四十六年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に、当該事業の実施により、政令で定める区域内において、同一条第一項第一号に規定する農用地の買入れをした場合には、当該農用地の所有権の移転の登記に係る登記免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該買入れをした日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登記免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

2 同上

(漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十八条の二 漁業協同組合が、平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間に、水産業協同組合法第九十一条の三第一項の規定により当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登記免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登記免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 不動産の所有権の移転の登記 千分の四

二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の二

三 省 略

四 船舶の所有権の移転の登記 千分の五
五 省 略

三 同 上
四 船舶の所有権の移転の登記 千分の四
五 同 上

- 2| 前項の場合において、平成二十一年三月三十一日までにされた権利義務の承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の五」とあるのは「千分の四」と、同項第二号中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同項第四号中「千分の五」とあるのは「千分の四」とする。

2| 漁業協同組合が、平成十五年四月一日又は漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律（平成十五年法律第十三号）の施行の日の翌日のかそれから遅い日から平成二十年三月三十一日までの間に、漁業協同組合合併促進法第四条第二項の都道府県知事の認定を受けて合併をした場合（当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が市町村のすべての区域以上の区域を地区とする漁業協同組合となる場合その他政令で定める場合に限る。）には、当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が、当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 不動産の所有権の移転の登記 千分の一
二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の一
三 船舶の所有権の移転の登記 千分の二

（信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減）

第七十八条の三 省 略

- 2| 昭和四八年改正法の施行の日の翌日から平成二十一年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる法人が当該各号に定める業務又は事業に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一・二 同 上

三 漁業信用基金協会 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
（第四条第一項第一号に掲げる業務）

四 省 略

（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

- 第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業活力再生特別措置法第六条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業の構造の変更及び同項第一号に規定する事業革新（以

（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

- 第八十条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業活力再生特別措置法第六条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業の構造の変更及び同項第一号に規定する事業革新（以

下の項において「事業革新」という。)について記載があるものに限る。)に係る同法第五条第一項若しくは第六条第一項の認定、同法第八条第二項に規定する認定共同事業再編計画に係る同法第七条第一項若しくは第八条第一項の認定、同法第十条第二項に規定する認定経営資源再活用計画に係る同法第九条第一項若しくは第十条第一項の認定、同法第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画(組織の再編成で政令で定めるもの及び事業革新について記載があるものに限る。)に係る同法第十一条第一項若しくは第十二条第一項の認定又は同法第十四条第二項に規定する認定経営資源融合計画に係る同法第十三条第一項若しくは第十四条第一項の認定に係るものであつて産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十六号)の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日(当該認定共同事業再編計画に係る次に掲げる事項にあつては、産業活力再生特別措置法第七条第二項第三号に規定する実施時期)から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社の設立又は資本金の額の増加(次号及び第三号に掲げるものを除く千分の三・五)

二 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の三・五)

三 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の三・五)

四 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得(次号に掲げるものを除く。)イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の十六

ロ 省 略

五 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における

下の項において「事業革新」という。)について記載があるものに限る。)に係る同法第五条第一項若しくは第六条第一項の認定、同法第八条第二項に規定する認定共同事業再編計画に係る同法第七条第一項若しくは第八条第一項の認定、同法第十条第二項に規定する認定経営資源再活用計画に係る同法第九条第一項若しくは第十条第一項の認定、同法第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画(組織の再編成で政令で定めるもの及び事業革新について記載があるものに限る。)に係る同法第十一条第一項若しくは第十二条第一項の認定又は同法第十四条第二項に規定する認定経営資源融合計画に係る同法第十三条第一項若しくは第十四条第一項の認定に係るものであつて産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十六号)の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日(当該認定共同事業再編計画に係る次に掲げる事項にあつては、産業活力再生特別措置法第七条第二項第三号に規定する実施時期)から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社の設立又は資本金の額の増加(次号及び第三号に掲げるものを除く千分の一)

二 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の一)

三 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の一)

四 同上

イ 不動産の所有権の取得 千分の十四

ロ 同上

五 同上

不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の一

ロ 省略

2

前項（第一号に限る。）の規定は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け又は当該第一号措置に関する株式の取得であつて政令で定めるものが行われる場合において、銀行その他の政令で定める者が当該内閣総理大臣の決定の日から一年以内に当該株式の引受け又は当該株式の取得による資本金の額の増加の登記を受けるときにについて準用する。

2

イ 不動産の所有権の取得 千分の一・五

ロ 同上

3

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十九号）第二条第一項に規定する金融機関等（同法第五条第四号に規定する健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するものに限る。）が同法第二条第二項第一号に規定する組織再編成に関して第一項の認定を受けた場合には、当該認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、同項の規定は、適用しない。

（認定経営基盤強化計画に基づき行う登記の税率の軽減）

第八条の二 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第六条第一項の認定（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する旧組織再編成促進特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画に係る当該旧組織再編成促進特別措置法第七条第一項の認定を含み、平成二十年三月三十一日までにこれらの規定に規定する金融機関等（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十四号に掲げるものに限る。第三項において同じ。）が提出したこれらの認定経営基盤強化計画に係るものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社の設立又は資本金の額の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く

。 千分の二・五

二 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の二・五）

三 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の二・五）

四 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の一・五

五 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得 千分の一・五

六 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 千分の〇・五

2| 前項の場合において、平成十八年三月三十一日までにされた同項の認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、同項第一号から第五号までの規定中「千分の二・五」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の一」とする。

3| 前二項の規定は、第一項各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が次に掲げる決定又は承認に係るものであるときについて適用する。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十七条第一項の経営強化計画に係る同項の規定による主務大臣の決定（同法の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該経営強化計画に係るものに限る。）

二 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十九条第一項の変更後の経営強化計画に係る同項の規定による主務大臣の承認（同法の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該変更後の経営強化計画に係るものに限る。）

（農林中央金庫等が行う組織再編成によつてする登記の税率の軽減）

第八十条の二 農林中央金庫が、平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日

（農林中央金庫等が行う組織再編成によつてする登記の税率の軽減）

第八十条の三 農林中央金庫が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日

日までの間に、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この条において「再編強化法」という。）第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二条第四項第一号に規定する事業譲渡（農林中央金庫、当該信用農業協同組合連合会及び農業協同組合（以下この項において「農林中央金庫等」という。）が組織の再編成を行う場合において、農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準（次項において「農林中央金庫等業務健全基準」という。）を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

までの間に、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この条において「再編強化法」という。）第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会から再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十五条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第二条第四項第一号に規定する事業譲渡（農林中央金庫、当該信用農業協同組合連合会及び農業協同組合（以下この項において「農林中央金庫等」という。）が組織の再編成を行う場合において、農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準（以下この条において「農林中央金庫等業務健全基準」という。）を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。ただし、当該農林中央金庫及び当該信用農業協同組合連合会が金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五条第一号及び第三号の要件に該当する場合には、この限りでない。

2 再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、同項第一号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けた信用事業の全部又は一部の譲受け（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。ただし、当該信用農業協同組合連合会及び当該特定農業協同組合が金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五条第一号及び第四号の要件に該当する場合には、この限りでない。

3 再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、他の同号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁の認可を受けた信用事業の全部又は一部の譲受け（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

2 再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合が、平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、他の同号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第六十五条第二項に規定する行政庁の認可を受けた合併（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の三（平成二十一年三月三十一日までに当該合併により取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の二・五）とし、抵当権の移転の登記にあつては千分の〇・五とする。

41 再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、他の同号に規定する特定農業協同組合から農業協同組合法第六十五条第二項に規定する行政庁の認可を受けた合併（農林中央金庫等業務健全基準を満たすものに限る。）により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該権利の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の二・五とし、抵当権の移転の登記にあつては千分の〇・五とする。

（農業信用基金協会が保証事業を譲渡した場合の抵当権の移転登記の税率の軽減）
第八十条の四 農業信用基金協会が平成十七年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に農業信用保証保険法第四十八条の九第三項に規定する主務大臣の認可を受けて同条第一項の規定により事業の譲渡を行つた場合には、当該事業の譲渡のうち保証事業（同法第八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る事業をいう。次項において同じ。）の譲渡により個人又は法人が取得をした不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認可があつた日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

21 前項の場合において、平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に同項の認可があつたときは、当該認可に係る保証事業の譲渡に係る不動産の抵当権の移転の登記については、同項中「千分の一・五」とあるのは、「千分の一」とする。

（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条 省 略
218 省 略

（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条 同 上
218 同 上

91 株式会社が、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第七十九条第一項第五号中「合併」と

あるいは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同号口中「千分の三」とあるのは「千分の六」と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同号口中「千分の三」とあるのは「千分の六」と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とする。

9 株式会社が、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第七十九条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の十二」と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の二」とあるのは「千分の二」と、同号口中「千分の三」とあるのは「千分の十一」と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同号口中「千分の三」とあるのは「千分の十二」と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の二」とあるのは「千分の二」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とする。

10 株式会社が、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第七十九条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の二」とあるのは「千分の二」と、「千分の二」とあるのは「千分の二」と、同号口中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、「千分の二」とあるのは「千分の二」と、「千分の二」とあるのは「千分の二」と、「千分の二」とあるのは「千分の二」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とする。

11 株式会社が、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）の規定の適用については、同項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の四」と、同号口中「千分の三」とあるのは「千分の四」と、「千分の二」とあるのは「千分の二」と、「千分の二」とあるのは「千分の二」と、「千分の二」とあるのは「千分の二」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とする。

（関西国際空港株式会社等の登記の免税）

第八十二条 関西国際空港株式会社が、関西国際空港株式会社法の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に次に掲げる事項について財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、その登記については、登録免許税を課さない。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、増加した資本金の額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでな

（関西国際空港株式会社等の登記の免税）

第八十二条 関西国際空港株式会社が、関西国際空港株式会社法の施行の日の翌日から平成二十年三月三十一日までの間に次に掲げる事項について財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、その登記については、登録免許税を課さない。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、増加した資本金の額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでな

ない。

一・二 省略

2 関西国際空港株式会社法第七条第一項に規定する特定用地造成事業を行うことを目的とする法人で政令で定めるものが、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律（平成八年法律第三十六号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十日までの間に、前項第二号に規定する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第八十二条の二 海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この条において「海上運送事業者」という。）が平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十四条の二に規定する国際船舶（以下この条において「国際船舶」という。）を建造した場合又は海上運送事業者が当該期間内に第一条第一項第二号に規定する外国法人から国際船舶を取得した場合において、これらの海上運送事業者が、建造した国際船舶で事業の用に供したことのないもの又は取得した国際船舶で建造された日から五年を経過していないものの所有権の保存の登記を受けるときは、これらの国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかわらず、千分の二・五とする。

2 省略

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の三 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日から平成二十二年三月三十日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画（以下この項において「資産流動化計画」という。）に基づき特定不動産（特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この条において同じ。）、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若

い。

一・二 同上

2 関西国際空港株式会社法第七条第一項に規定する特定用地造成事業を行うことを目的とする法人で政令で定めるものが、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律（平成八年法律第三十六号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十日までの間に、前項第二号に規定する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第八十二条の二 海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この条において「海上運送事業者」という。）が平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十四条の二に規定する国際船舶（以下この条において「国際船舶」という。）を建造した場合又は海上運送事業者が当該期間内に第一条第一項第二号に規定する外国法人から国際船舶を取得した場合において、これらの海上運送事業者が、建造した国際船舶で事業の用に供したことのないもの又は取得した国際船舶で建造された日から五年を経過していないものの所有権の保存の登記を受けるときは、これらの国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかわらず、千分の二・五とする。

2 同上

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の三 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日から平成二十二年三月三十日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画（以下この項において「資産流動化計画」という。）に基づき特定不動産（特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この条において同じ。）、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若

。以下この条において同じ。)、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。以下この項において同じ。)で第二号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合には、当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の九(平成二十一年三月三十一日までに資産流動化計画に基づき取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八)とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一・五とする。

一・二 省略

2 信託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下この項及び次項において「投資法人法」という。)第三条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。)が、投資信託(投資法人法第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、投資信託約款(投資法人法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。)に従い特定資産(投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち不動産の所有権を取得した場合(当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の九(平成二十一年三月三十一日までに投資信託約款に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八)とする。

一・二 省略

3 投資法人(投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約(以下この項において「規約」という。)に従い特定資産のうち不動産の所有権を取得した場合(当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の九(平成二十一年三月三十一日までに投資信託約款に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八)とする。

一・二 同上

2 信託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下この項及び次項において「投資法人法」という。)第三条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。)が、投資信託(投資法人法第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、投資信託約款(投資法人法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。)に従い特定資産(投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち不動産の所有権を取得した場合(当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

一・二 同上

3 投資法人(投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約(以下この項において「規約」という。)に従い特定資産のうち不動産の所有権を取得した場合(当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

しきは地上権を信託する信託の受益権をいう。以下この項において同じ。)で第二号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合には、当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の八とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一・五とする。

平成二十一年三月三十一日までに規約に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）とする。

一・二 省略

る。

一・一 同上

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交換により建物を取得した場合の登記の免税）

第八十四条 省略

（独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税）

第八十四条の三 次の表の上欄に掲げる法人が、同表の下欄に掲げる規定により権利を承継する場合又は資産を承継する場合におけるこれらの承継に伴う権利又は資産に係る登記又は登録については、登録免許税を課さない。

独立行政法人住宅金融支援機構	独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項及び第六条第三項
----------------	---------------------------------

独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三条第一項
----------------	-------------------------

2-5 省略

（清酒等に係る酒税の税率の特例）

第八十七条 酒税法第三条第七号に規定する清酒、同条第八号に規定する合成清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留しようちゅう、同条第十号に規定する単式蒸留しようちゅう、同条第十三号に規定する果実酒又は同条第十八号に規定する発泡酒（同法第二十三条第二項第一号又は第二号に掲げるものに該当するものに限る。以下この条において「発泡酒」という。）（以下この条において「清酒等」という。）の製造者が、平成元年四月一日（合成清酒及び発泡酒にあつては、平成十五年四月一日）から平成二十五年三月三十一日までの間に酒類の製造場から清

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団から承継する土地の処分等に係る登記の免税）

第八十四条 同上

（独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税）

第八十四条の三 同上

独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）附則第二条第一項及び第三条第一項
-------------------	---

2-5 同上

（清酒等に係る酒税の税率の特例）

第八十七条 酒税法第三条第七号に規定する清酒、同条第八号に規定する合成清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留しようちゅう、同条第十号に規定する単式蒸留しようちゅう、同条第十三号に規定する果実酒又は同条第十八号に規定する発泡酒（同法第二十三条第二項第一号又は第二号に掲げるものに該当するものに限る。以下この条において「発泡酒」という。）（以下この条において「清酒等」という。）の製造者が、平成元年四月一日（合成清酒及び発泡酒にあつては、平成十五年四月一日）から平成二十年三月三十一日までの間に酒類の製造場から清

清酒等を移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における清酒等のそれぞれの酒類（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（当該千三百キロリットル以下である清酒等の品目と同じ品目の酒類であるものに限るものとし、当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条及び次条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算した金額に同表の下欄に定める割合を乗じて計算した金額とする。

酒類	期間	割合
清酒、連續式蒸留 しようちゅう、単 式蒸留しようちゅ う又は果実酒	平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	百分の七十五
	平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	百分の八十
	平成二十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	百分の七十五
合成清酒又は発泡 酒	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	百分の八十五
	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	百分の九十

酒等を移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における清酒等のそれぞれの酒類（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等（当該千三百キロリットル以下である清酒等の品目と同じ品目の酒類であるものに限るものとし、当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条及び次条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算した金額に同表の下欄に定める割合を乗じて計算した金額とする。

酒類	期間	割合
清酒又は連續式蒸 留しようちゅう	平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日まで	百分の七十
合成清酒、果実酒 又は発泡酒	平成十八年四月一日から平成二十年三月三十日まで	百分の七十五
単式蒸留しようち ゅう	平成十五年四月一日から平成十九年三月三十日まで	百分の七十
	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日まで	百分の七十五

(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成二十一年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類（以下この条において「ウイスキー等」という。）に係る酒税の税率は、酒税法第二十三条及び第八十七条の二の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国情地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

一四省略

(ビールに係る酒税の税率の特例)

第八十七条の六 平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に初めて酒税法第七条第一項の規定によりビール（同法第三条第十二号に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）の製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間ににおけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットル（政令で定める場合にあつては、政令で定める方法により計算した数量）までのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

2 平成十七年三月三十一日以前に酒税法第七条第一項の規定によりビールの製造免許を受けた者が、平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の開始前一年間ににおけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以

(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成二十年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国情地の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類（以下この条において「ウイスキー等」という。）に係る酒税の税率は、酒税法第二十三条及び第八十七条の二の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国情地の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国情地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

一四同上

(ビールに係る酒税の税率の特例)

第八十七条の六 平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に初めて酒税法第七条第一項の規定によりビール（同法第三条第十二号に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）の製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間ににおけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットル（政令で定める場合にあつては、政令で定める方法により計算した数量）までのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

2 平成十五年三月三十一日以前に酒税法第七条第一項の規定によりビールの製造免許を受けた者が、平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の開始前一年間ににおけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以

以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

3 省略

（みなし製造の規定の適用除外の特例）

第八十七条の八 酒税法第四十三条第一項から第九項までの規定は、政令で定めるところにより、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において飲用に供するため当該営業場において蒸留酒類（同法第三条第五号に規定する蒸留酒類をいう。次項において同じ。）と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合（同法第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が当該製造免許を受けた製造場において当該混和をする場合又は同法第四十三条第十項の規定に該当する場合を除く。）については、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける混和は、一年間（四月一日から翌年三月三十日までの間をいう。）において当該混和をする蒸留酒類の数量が「営業場」として一キロリットルを超えない範囲内で行うものに限るものとする。

3 第一項の規定を受けた混和後の酒類は、当該混和をした営業場において飲用に供する場合を除き、譲り渡してはならない。

4 酒税法第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条（第一号を除く。）、第五十三条第一項（第五号及び第六号に係る部分に限る。）、第七項及び第八項、第五十九条第一項（第三号及び第五号中同法第五十三条第一項に係る部分に限る。）、第六十条（第二号中同法第四十七条第一項に係る部分に限る。）並びに第六十二条第一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、同法第四十六条中「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特別輸入者」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造、貯蔵、販売（販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。）又は保税地域からの引取り」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和」と、同法第四十七条第一項中「酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造場の位置、製造及び貯蔵

下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

3 同上

の設備、製造の開始、休止及び終了並びに製造方法」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和の開始、休止及び終了並びに当該混和の方法」と、「その製造場」とあるのは「当該混和をする営業場」と、同法第五十三条第一項中「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、同項第五号中「酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取り」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和」と、同項第六号中「酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

6 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例)

第八十八条の二たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成二十一年三月三十日までに、本邦に入国する者がその入国の一際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二條第二項第一号に規定する第一種の製造たばこのに係るたばこ税の税率は、同法第十一條第二項の規定にかかわらず、千本につき七千円とする。

2 省略

(バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例)

第八十八条の七 挥発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第十二条の五第一項第三号に規定する揮発油特定加工業者又は同法第十七条の三第一項に規定する揮発油生産業者が、次のいずれかに掲げる物品(当該物品であること)につき、第五項又は第六項の規定により経済産業大臣が証明したものに限る。以下この項及び第九項において「証明済バイオエタノール等」という。)と揮発油(次に掲げる物品のうち証明済バイオエタノール等以外のもの又は

(入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例)

第八十八条の二たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成二十一年三月三十日までに、本邦に入国する者がその入国の一際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二條第二項第一号に規定する第一種の製造たばこのに係るたばこ税の税率は、同法第十一條第二項の規定にかかわらず、千本につき七千円とする。

2 同上

次に掲げる物品以外のアルコール含有物若しくはエチルーターシャリーブチルエーテルを混和して製造した揮発油を除く。)とを混和して製造した揮発油であつて同法第十三条に規定する揮発油規格に適合するもの(以下この条において「バイオエタノール等揮発油」という。)を、平成二十五年三月三十一日までに、その製造場(揮発油税法第十四条第六項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所その他政令で定める場所を除く。)から移出する場合における当該バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税法第八条第一項の規定の適用については、当該バイオエタノール等揮発油の数量から当該バイオエタノール等揮発油に混和された第一号に掲げる物品に含まれるエタノール及び当該バイオエタノール等揮発油に混和された第二号に掲げる物品の原料となつたエタノールの数量に相当する数量を控除した数量を当該製造場から移出した揮発油の数量とみなして、同項の規定を適用する。

一 バイオエタノール(アルコール(アルコール事業法(平成十二年法律第三十
六号)第二条第一項に規定するアルコールをいう。)のうち、動植物に由来す
る有機物(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造さ
れるものを除く。)から製造されたものをいう。次号、第五項、第六項及び第
九項において同じ。)

二 エチルーターシャリーブチルエーテル(バイオエタノール以外のアルコール

含有物を原料の一部としたものを除く。第五項及び第六項において同じ。)

2| 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者(次項前段の届出をした者に
限る。)が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定に
よる申告書(地方道路税法第七条第一項の規定によるものを含み、揮発油税法第
十条第一項に規定する期限内に提出するものに限る。第八十九条の二第二項、第
八十九条の三第二項及び第九十条第二項において同じ。)に当該揮発油の移出に
関する明細書を添付する場合に限り、適用する。

3| 第一項の規定の適用を受けようとする者は、政令で定めるところにより、同項
の規定の適用を受けようとする製造場ごとに、製造場の所在地その他の政令で定
める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。同項
の規定の適用を受けることをやめようとする場合も、また同様とする。

4| 前項後段の規定による届出があつた場合において、同項前段の規定による届出
は、同項後段の届出があつた日の属する月の翌月末日までは、なおその効力を有
する。

5| 第一項の規定の適用を受けようとする者は、政令で定めるところにより、バイ

オエタノール等揮発油の製造に係るバイオエタノール又はエチル－タ－シャリ－ブチルエ－テルの混和を行おうとするときまでに、当該バイオエタノール又は当該エチル－タ－シャリ－ブチルエ－テルが同項第一号又は第二号に掲げる物品に該当するものであることにつき、經濟産業大臣の證明を受けなければならない。ただし、当該混和に用いるバイオエタノール又はエチル－タ－シャリ－ブチルエ－テルが次項の規定により經濟産業大臣が證明したものである場合は、この限りでない。

6| バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又はエチル－タ－シャリ－ブチルエ－テルの製造者若しくは輸入者は、政令で定めるところにより、当該バイオエタノール又は当該エチル－タ－シャリ－ブチルエ－テルが第一項第一号又は第二号に掲げる物品に該当するものであることにつき、經濟産業大臣の證明を受けることができる。

7| 稅務署長は、揮発油税又は地方道路税の取締り上必要があると認めるときは、バイオエタノール等揮発油の製造者に対し、その製造し、若しくは移出したバイオエタノール等揮発油の数量又は所持するバイオエタノール等揮発油の数量その他政令で定める事項について、報告を求めることができる。

8| 第一項の規定の適用がある場合における揮発油税法の規定の適用については、同法第八条第二項中「揮発油の数量」とあるのは「揮発油の数量（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の七第一項の製造場において同項に規定するバイオエタノール等揮発油が消費される場合（第五条第一項本文の規定の適用がある場合に限る。）には、同法第八十八条の七第一項の製造場から移出した揮発油の数量とみなされる数量）」と、同法第十条第一項第四号中「第八条第一項」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項のエタノールの数量に相当する数量及び第八条第一項」とする。

9| 挥発油税法第二十四条、第二十五条第二号、第二十六条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第二十九条第三号及び第四号（同法第二十六条第一項第二号に係る部分を除く。）並びに第三十一条第一項並びに地方道路税法第十四条の二（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第十五条の二（同法第十四条の二第一項第二号に係る部分を除く。）及び第十七条第一項の規定はバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者について、揮発油税法第二十六条第一項第三号、第二十九条第四号（同法第二十六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三十

一条第一項並びに地方道路税法第十四条の二第一項第三号、第五十五条の二（同法第十四条の二第一項第三号に係る部分に限る。）及び第十七条第一項の規定はバイオエタノール等揮発油の製造者について、それぞれ準用する。この場合において、揮発油税法第二十四条中「揮発油の製造者若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造」、「同項各号に掲げる物品の製造」、「同法第二十六条第一項第一号中「揮発油」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造」と、「同項各号に掲げる物品に係るものに限る。」の製造者、租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同項第三号中「第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同項第三号中「揮発油の」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、地方道路税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらに規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油」とあるのは「同項各号に掲げる物品」と、「同項第三号中第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、「同項第三号中「揮発油の」とあるのは「租税特別措置法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、「同項第三号中「揮発油の」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、「同項第三号中第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造又は」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造又は」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(揮発油税及び地方道路税の税率の特例)

第八十九条 省略

2 平成五年十二月一日から平成三十年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九条及び地方道路税法第四条の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万八千六百円の税率により計算した金額とし、地方道路税にあつては五千二百円の税率により計算した金額とする。

3-6 省略

(石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等)

第八十九条の二 省略

2 前項の規定は、同項の規定に該当する製造者が、当該揮発油を消費した日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該揮発油の消費に関する明細書及び当該揮発油を消費して製造した製品の製造につき、政令で定める事項を記載した書類を添付しない場合には、適用しない。

3-9 省略

(移出に係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の三 挥発油の製造者がゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるものに供される揮発油（第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、平成三十年三月三十一日までに、その製造場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

一 発電設備で政令で定めるものの燃料用

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属す

(揮発油税及び地方道路税の税率の特例)

第八十九条 同上

2 平成五年十二月一日から平成二十年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九条及び地方道路税法第七条第一項の規定によるものを含み、揮発油税法第十条第一項に規定する期限内に提出するものに限る。（以下次条第二項及び第九十条第二項において同じ。）に当該揮発油の消費に関する明細書及び当該揮発油を消費して製造した製品の製造につき、政令で定める事項を記載した書類を添付しない場合には、適用しない。

3-6 同上

(石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等)

第八十九条の二 同上

2 前項の規定は、同項の規定に該当する製造者が、当該揮発油を消費した日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書（地方道路税法第七条第一項の規定によるものを含み、揮発油税法第十条第一項に規定する期限内に提出するものに限る。以下次条第二項及び第九十条第二項において同じ。）に当該揮発油の消費に関する明細書及び当該揮発油を消費して製造した製品の製造につき、政令で定める事項を記載した書類を添付しない場合には、適用しない。

3-9 同上

(移出に係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の三 挥発油の製造者が次に掲げる用途に供される揮発油（第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、平成二十年三月三十一日までに、その製造場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

一 ゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるもの

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属す

る月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該揮発油の移出に関する明細書並びに当該揮発油が前項に規定する用途に供される揮発油に該当すること及び当該揮発油が同項に規定する用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3-6 省略

(引取りに係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の四 前条第一項に規定する用途に供する揮発油（第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成三十年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2 挥発油税法第十四条の二第二項及び第四項の規定は、前項の承認について、同条第七項及び第八項の規定は、前項の承認を受けて引き取った揮発油で、税関長が指定した期限内に前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、同法第十四条の二第七項中「揮発油税」とあるのは、「揮発油税及び地方道路税」と読み替えるものとする。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十一年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一～五 省略

2-5 省略

(石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付)

る月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該揮発油の移出に関する明細書並びに当該揮発油が前項各号に掲げる揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該各号に掲げる用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3-6 同上

(引取りに係る揮発油の特定用途免税)

第八十九条の四 前条第一項各号に掲げる用途に供する揮発油（第八十八条の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2 挥発油税法第十四条の二第二項及び第四項の規定は、前項の承認について、同条第七項及び第八項の規定は、前項の承認を受けて引き取った揮発油で、税関長が指定した期限内に前条第一項各号の用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、同法第十四条の二第七項中「揮発油税」とあるのは、「揮発油税及び地方道路税」と読み替えるものとする。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項各号の用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一～五 同上

2-5 同上

(石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成二十二年三月三十日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税率法別表第二七一〇・一九号の一の〔三〕に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油（以下この条において「特定揮発油等」という。）を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油等につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油等の製造者に（当該特定揮発油等の製造者が当該特定揮発油等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税を納付したもののみにして、当該特定揮発油等の製造者に）還付する。

2-16 省略

（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十二年三月三十日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税率法別表第二七一〇・一九号の一の〔三〕のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したもののみにして、当該重油の製造者に）還付する。

2-16 省略

（自動車重量税率の特例）

第九十条の十一 昭和五十一年五月一日から平成三十年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける検査自動車及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成二十年三月三十日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税率法別表第二七一〇・一九号の一の〔三〕に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油（以下この条において「特定揮発油等」という。）を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油等につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油等の製造者に（当該特定揮発油等の製造者が当該特定揮発油等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税を納付したもののみにして、当該特定揮発油等の製造者に）還付する。

2-16 同上

（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十年三月三十日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税率法別表第二七一〇・一九号の一の〔三〕のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したもののみにして、当該重油の製造者に）還付する。

2-16 同上

（自動車重量税率の特例）

第九十条の十一 昭和五十一年五月一日から平成二十年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける検査自動車及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該

金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

一・二 省 略

2 省 略

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付)

第九十条の十二 自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第十一項に規定する引取業者に引き渡された同条第二項に規定する使用済自動車(以下この条において「使用済自動車」という。)であつて、解体されたものとして政令で定めるものについては、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該使用済自動車を同法第八条の規定により当該引取業者に引き渡した者(以下この条において「所有者」という。)に(当該使用済自動車の所有者が当該使用済自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該使用済自動車につき当該使用済自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該使用済自動車の所有者に)還付する。

2・3 省 略

(都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税)

第九十一条の二 都道府県又は公益社団法人若しくは公益財團法人であつて都道府県に代わつて高等学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)及び特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)並びに同法第二十四条に規定する専修学校(同法第一百二十五条第一項に規定する高等課程に限る。)をいう。以下この条において同じ。)の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの(政令で定めるものに限る。)が高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る印紙税法別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書には、印紙税を課さない。

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付)

第九十条の十二 自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第十一項に規定する使用済自動車(以下この条において「使用済自動車」という。)であつて、解体されたものとして政令で定めるものについては、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該使用済自動車を同法第八条の規定により当該引取業者に引き渡した者(以下この条において「所有者」という。)に(当該使用済自動車の所有者が当該使用済自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該使用済自動車につき当該使用済自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該使用済自動車の所有者に)還付する。

2・3 同 上

(都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税)

第九十一条の二 都道府県又は民法第三十四条の規定に基づき設立された法人であつて都道府県に代わつて高等学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)及び特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)並びに同法第二十四条に規定する専修学校(同法第一百二十五条第一項に規定する高等課程に限る。)をいう。以下この条において同じ。)の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの(政令で定めるものに限る。)が高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る印紙税法別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書には、印紙税を課さない。

金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

一・二 同 上

2 同 上